

**2024 年日本政府年次報告**  
**「がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する**  
**条約（第 139 号）」**  
**（2015 年 6 月 1 日～2024 年 5 月 31 日）**

1. 質問（a）について

〔第 1 条〕

（1）がん原性物質及びがん原性因子を定期的に決定する方法について

がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものを製造又は取り扱う場合には、労働者の氏名や従事した作業の概要、作業期間、ばく露状況等を記録し、30年間保存することを義務付けており、政府による GHS（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）分類の結果、発がん性区分 1 に分類された物質をがん原性がある物として定めている。なお、政府による GHS 分類は各種情報から優先度が高いと考えられる一定数の物質について毎年度新規分類や見直しを行っている。

（2）禁止又は規制の対象とされるがん原性物質及びがん原性因子について

1）労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）では、下記の発がんのおそれのある物質及びそれらを含有する製剤その他の物について、その製造、輸入、譲渡、提供、使用を禁止している（試験研究のため、一定の要件を充たした場合には製造、輸入、使用が認められる場合がある。詳細は下記（3）のとおり。）。

- ベンジジン及びその塩
- 4－アミノジフェニル及びその塩
- 石綿
- 4－ニトロジフェニル及びその塩
- ビス（クロロメチル）エーテル
- ベータ－ナフチルアミン及びその塩

2）労働安全衛生法及び労働安全衛生法施行令では、下記の発がんのおそれのある物質及びそれらを含有する製剤その他の物について、その製造について厚生労働大臣からの許可を受けなければならないこととしている。

- ジクロルベンジジン及びその塩
- アルファ－ナフチルアミン及びその塩
- 塩素化ビフェニル（別名PCB）
- オルト－トリジン及びその塩
- ジアニシジン及びその塩
- ベリリウム及びその化合物
- ベンゾトリクロリド

3）上記 2）の製造許可対象物質及び下記の発がんのおそれのある物質については、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）に基づく特別な管理の対象として

いる。

- インジウム化合物
- エチルベンゼン
- エチレンイミン
- エチレンオキシド
- 塩化ビニル
- オーラミン
- クロム酸及びその塩
- クロロメチルメチルエーテル
- コバルト及びその無機化合物
- コールタール
- 酸化プロピレン
- 四塩化炭素
- 一・四・ジオキサン
- 一・二・ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）
- 三・三・ジクロロ・四・四・ジアミノジフェニルメタン
- 一・二・ジクロロプロパン
- ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）
- ジメチル―二・二・ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）
- 一・一・ジメチルヒドラジン
- 重クロム酸及びその塩
- スチレン
- 一・一・二・二・テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）
- テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）
- トリクロロエチレン
- ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る）
- ニッケルカルボニル
- パラ―ジメチルアミノアゾベンゼン
- 砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）
- ベータ―プロピオラクトン
- ベンゼン
- ホルムアルデヒド
- マゼンタ
- メチルイソブチルケトン

- 4) 石綿及び石綿を含有する製剤その他の物（以下「石綿等」という。）については、上記1) のとおり製造等禁止の対象とされているところであるが、規制対象となる前、石綿等の多くは建材として建築物に使用されていたことから、こうした建築物等の解体等の作業においては、石綿粉じんが飛散し、労働者がばく露するおそれがある。このため、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)により、建築物等の解体等の作業における各種の石綿障害予防対策を義務付けている。

### (3) 禁止の適用除外について

上記(2)の1)の製造等禁止対象物質について、試験研究のため製造し、輸入し又は使用する場合、一定の要件を充たせば例外的に禁止を解除することが可能である。

禁止解除のためには、労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則（石綿等については石綿障害予防規則）に規定された手続により、予め都道府県労働局長に許可を得ることが必要となる。禁止解除の申請を受けた都道府県労働局長は、許可を受けようとする者の申請内容を審査し、対象物質の製造又は使用が厚生労働大臣の定めた基準に従って行われることを確認した場合に限り、許可を行い、許可証を交付することとしている。

### 〔第2条〕

特定化学物質等障害予防規則により、がん原性物質等有害性の高い物質にさらされることに伴う労働者の健康障害を防止するため、当該物質については、非がん原性物質等有害性の低い他の代替物質の使用に努めることを事業者に義務づけている。

また、同規則によって、事業者は代替物の使用のほかにも、作業方法の確立、関係施設の改善、作業環境の整備、健康管理の徹底その他必要な措置を講じることにより、労働者の危険の防止の趣旨に反しない限りで化学物質等に暴露される労働者の人数、並びに労働者が暴露される期間及び限度を最小限度にするように努めなければならないこととされている。

また、上述第1条(1)のとおり石綿の新たな製造等は禁止されているところであるが、石綿障害予防規則において、石綿を含有する製品の使用状況等を把握し、計画的に石綿を含有しない製品に代替するよう努めなければならないこととされている。

同規則において、事業者は、作業方法の確立、関係施設の改善、作業環境の整備、健康管理の徹底その他必要な措置を講じ、もって、労働者の危険の防止の趣旨に反しない限りで、石綿にばく露される労働者の人数並びに労働者がばく露される期間及び程度を最小限度にするよう努めなければならないこととされている。

### 〔第3条〕

労働安全衛生法、同法施行令、特定化学物質障害予防規則及び石綿障害予防規則において、下記のような措置が定められている。

#### (1) 保護措置

##### ア 特定化学物質障害予防規則

(ア) 設備の密閉化、局所排気施設の設置等の装置

(イ) 除じん、排ガス処理、排液処理等の用後処理に関する措置

(ウ) 設備の腐食防止措置、接合部の漏えい防止措置、計測装置の設置等漏えい防止に関する措置

(エ) ベンゼン、コークス炉等に係る作業等の管理に関する措置

(オ) 呼吸用保護具、保護衣等の備え付けに関する措置

(カ) 作業環境測定に関する措置

##### イ 石綿障害予防規則

(ア) 建築物等の解体等における石綿使用の事前調査

- (イ) 建築物等の解体等における作業計画作成の義務付け
- (ウ) 解体等作業の届出
- (エ) 特別教育の実施
- (オ) 保護具等の管理
- (カ) 建築物の解体工事等の条件
- (キ) 石綿等が吹き付けられた建築物等における業務に係る措置

## (2) 記録の制度

### ア 特定化学物質障害予防規則

事業者は、がん原性物質を製造し又は取り扱う事業場については、作業環境測定記録を作成し、また、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者の作業の記録及び健康診断の記録を作成し、これを30年間、保存すること等が規定されている。

### イ 石綿障害予防規則

事業者は、石綿等を製造し又は取り扱う事業場については、作業環境測定記録を保存し、また、石綿等を製造又は取り扱う業務に従事する労働者の作業の記録及び健康診断の記録を作成し、これを40年間、保存すること等が規定されている。

## [第4条]

労働安全衛生法及び労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)により、事業者は、労働者を雇い入れたとき及び当該作業の内容を変更したときに、化学物質の有害性、取扱い方法等について教育を行わなければならないこととされており、関係労働者に確実に情報を提供している。

労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則により、ベンゼン等労働者に健康障害を生ずるおそれのある物の譲渡、提供に際しては、当該物の名称、成分及び含有量、人体に及ぼす作用、貯蔵又は取扱い上の注意事項等を、容器又は包装を用いる場合はその容器又は包装に表示することが、又、容器又は包装を用いない場合は同様の事項を記載した文書を交付することが、それぞれ規定されている。

特定化学物質障害予防規則により、がん原性物質を製造し、又は取り扱う作業場においては、当該物質の名称、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意事項、使用すべき保護具について、作業に従事すべき労働者が見やすい箇所に掲示しなければならないこととされている。

労働安全衛生法により、事業者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨を常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備えつける等の方法により、労働者に周知させなければならないこととされている。

石綿障害予防規則において、石綿等を製造し、又は取り扱う作業場において、製造し、又は取り扱う作業場である旨、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意事項、使用すべき保護具について、見やすい箇所に掲示することが規定されている。

また、事業者は、石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を行うときは、あらかじめ、作業計画を定めなければならない、この作業計画に、作業の方法及び順序、石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法、作業を行う労働者への石綿

等の粉じんのばく露を防止する方法を示すこととしている。事業者は、これらの各事項について関係労働者に周知しなければならないと規定されている。

#### 〔第5条〕

労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、特定化学物質等障害予防規則により、特定化学物質（がん原性物質）を製造し、又は取り扱う業務に直接従事する労働者に対しては、雇い入れ時、又は当該業務への配置換えの際に、また当該業務に就いている間は、定期的に（6月ごと、一部は1年ごとに）医師による特別の項目の健康診断を行うことを事業者に義務づけている。

また、特定化学物質が漏えいした場合において、労働者がこれらに汚染され、又は、吸入したときは、遅滞なく医師による診察又は処置を受けさせることを事業者に義務づけている。

石綿障害予防規則においても、石綿等を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に対して、雇い入れ時、配置換えの際、又は当該業務に就いている間は、定期（6ヶ月以内ごと）に医師による特別の項目の健康診断を行うことを義務づけている。

この他、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務で政令で定めるもの（石綿等取扱作業を含む。）に一定期間以上就いていた労働者については、離職の際に健康管理手帳を交付し、これを所持している者に対して、国の費用で健康診断を実施することにより当該労働者の健康管理に万全を期している。

#### 〔第6条〕

監督組織については、2024年3月31日現在、労働基準監督署が321署、他に支署が4署となっている。

労働基準監督署の労働基準監督官の数は3,112名となっている。

## 2. 質問（b）について

### （1）2015年条約勧告適用専門家委員会のダイレトリクエストについて

#### （i）がん原性物質及びがん原性因子の定期的な決定

新規化学物質の製造等にあたっては、一定の手続きによる有害性の調査が事業者義務づけられており、また厚生労働大臣はがんその他重度の健康障害を生ずるおそれのある化学物質について実験動物を用いたがん原性の調査を事業者に指示できることとなっているほか、国みずからも有害性の調査を実施するよう努めることになっており、これらの調査結果も考慮されることとなっている。

また、がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものを製造又は取り扱う場合には、労働者の氏名や従事した作業の概要、作業期間、ばく露状況等を記録し、30年間保存することを義務付けており、政府によるGHS（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）分類の結果、発がん性区分1に分類された物質をがん原性がある物として定めている。なお、政府によるGHS分類は各種情報から優先度が高いと考えられる一定数の物質について毎年度新規分類や見直しを行っている。

化学物質管理規制の見直しに当たっては、従来は、労働安全衛生関係法令による規制の対象にはなっていなかった物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる

基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、自ら行ったリスクアセスメントの実施の結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施し、労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度とする制度を導入することとし、令和6年4月より全面施行された。危険性・有害性のある化学物質を譲渡・提供する者は、当該化学物質の危険性又は有害性等に関する容器等へのラベル表示及びSDS交付による通知を行うが、これらの対象を危険性・有害性を有する化学物質全て（およそ2,900物質）に拡大する。事業者は、それら物質に対し、リスクアセスメントの結果等を踏まえ、危険性又は有害性の低い物質への代替、工学的対策、管理的対策又は有効な保護具の使用という優先順位に従い、労働者が当該物質にばく露される程度を最小限度とすることを含めた必要なリスク低減措置を実施することが求められる。その際、濃度基準値が設定されている物質については、労働者が当該物質にばく露される濃度を濃度基準値以下としなければならないこととされている。

## （ii）実際の適用

ご指摘の2013年～2014年に違反が認められた件数が増加している理由は、胆管がんを契機に発がん性物質について、2013年に1,2-ジクロロプロパンを特化則の対象物質とし、2014年にはジクロロメタンを含む10物質を特化則の対象物質としたこと等によるものと考えられる。

2022年における定期監督等の監督実施件数は、142,611件であり、特定化学物質等障害予防規則に係る衛生基準に関する規則違反は2,670件、作業環境測定に関する違反は944件、健康診断に関する違反は1,917件である。

なお、特定化学物質等障害予防規則に係る法令違反による送検件数等は把握していないところである。

2018年度～2022年度に、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づき、業務上疾病に係る支給決定を行った件数については、厚生労働省HPにおいて掲載している。（職業がんに係る表はリンク先PDFの7－1表）

厚生労働省 業務上疾病の労災補償状況調査結果

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/gyomu\\_00531.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/gyomu_00531.html)

## 3. 質問（c）について

労働基準監督官の行った定期監督（災害時監督を含む。）において発見した特定化学物質障害予防規則違反件数は以下のとおりである。

| 年    | 定期監督件数  | 違反件数   |          |        |
|------|---------|--------|----------|--------|
|      |         | 衛生基準関係 | 作業環境測定関係 | 健康診断関係 |
| 2015 | 133,116 | 2,982  | 1,904    | 1,881  |
| 2016 | 134,617 | 2,993  | 1,947    | 1,773  |
| 2017 | 135,785 | 2,524  | 1,655    | 1,496  |
| 2018 | 136,281 | 1,911  | 1,295    | 1,135  |

|      |         |       |     |       |
|------|---------|-------|-----|-------|
| 2019 | 134,981 | 1,433 | 918 | 826   |
| 2020 | 116,317 | 1,291 | 829 | 560   |
| 2021 | 122,054 | 1,550 | 898 | 777   |
| 2022 | 142,611 | 2,670 | 944 | 1,917 |

#### 4. 質問（d）について

本報告の写しを送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

（使用者団体）一般社団法人 日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会

日本経済団体連合会の意見書を別添●に、日本労働組合総連合会の意見書を別添●に添付する。【P】

#### 5. 質問（e）について

関係する労働者団体及び使用者団体から意見は受け取っていない。